

（後部反射器）

第 248 条 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第 63 条第 2 項の告示で定める基準は、別添 68「後部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては同別添の別紙 5 の 3.1.の規定中「次表に示した値」とあるのは「次表に示した値に対して 80%」と、同別添の別紙 5 の 3.2.の規定中「上表に示した値」とあるのは「上表に示した値に対して 80%」と読み替えるものとする。なお、付随車に備えるものにあつては、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部の取扱いについては、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」に定める基準を準用する。

- 一 後部反射器の反射部は、正立正三角形で一辺が 50mm 以上のもの又は中空の正立正三角形で、帯状部の幅が 25mm 以上のものであること。
 - 二 後部反射器は、夜間にその後方 100m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
 - 三 後部反射器の反射光の色は、赤色であること。
 - 四 後部反射器は、反射部が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 63 条第 3 項の告示で定める基準は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。